

第2回新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会 会議録

日 時 令和5年10月31日（火）10時00分から12時00分まで

会 場 長野県庁議会棟403号会議室

出席者

【構成員】 浅倉構成員、伊佐治構成員、大串構成員、蒲原構成員、倉石構成員、清水構成員、原構成員、不破構成員、増田構成員、丸山構成員、矢島構成員、米山構成員

【事務局】 （教育委員会事務局文化財・生涯学習課）岡田課長、三木文化財係長、柳沢主任
（県立歴史館）村石文献史料課長、鈴木専門主事

1 開会

○事務局（三木係長）

本日はお忙しい中、「新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会」に御出席いただきありがとうございます。ただいまから令和5年度第2回の懇談会を開催いたします。

進行は、前回に引き続き文化財係長の三木が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日の日程でございますが、お手元に配付してございます次第に従いまして進めてまいります。終了は12時を予定しておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

2 主催者あいさつ

○事務局（三木係長）

それでは開会に当たり、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長の岡田憲輔から御挨拶を申し上げます。

○事務局（岡田文化財・生涯学習課長）

皆さん、こんにちは。事務局を務めております文化財・生涯学習課長の岡田でございます。本日は、御多忙の中、第2回新たな長野県史編さんに関する有識者懇談会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

8月に開催いたしました第1回の懇談会では、構成員の皆様から、長野県としての特色あるテーマを設定すべきといった御意見や、編さんのための資料収集の在り方やデジタルアーカイブなど、新たな長野県史はどうあるべきかということについて、多くの貴重な御意見をいただきました。

第2回目となる本日は、前回の皆様の御意見を事務局として整理したものを示し、御確認いただきながら、県史の在り方についてさらなる御意見を頂戴いたしまして、認識の共有を進めてまいりたいと考えております。

その上で、今後は前回と今回の御意見を踏まえまして、実際に県庁内部で予算規模や組織の概要、これらに対する内部調整を経た上で、3月に予定している第3回の懇談会で、県としての新たな県史編さんの大綱の素案をお示ししたいということで考えております。

今後の進め方につきましても本日御意見をいただくこととなっておりますが、皆様には前回に引き続き忌憚のない御意見をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（三木係長）

次に、懇談会の公開について御説明させていただきます。

本懇談会は前回と同様に、審議会等の設置及び運営に関する指針第5審議会等会議の公開の規定により、公開とさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。また、資料及び議事録につきましては、原則、ホームページにおきまして公表させていただきます。議事録を作成するため、会場にいらっしゃる構成員の皆様は、本懇談会中の御意見等はマイクを使用して御発言くださいますようお願いいたします。

懇談会の公開については、以上のような方針で進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

続けて、本日の出席者についてですが、糸井構成員、村井構成員におかれましては欠席となっております。

また、伊佐治構成員におかれましては、10時半頃にオンラインにて御参加いただく予定となっております。朝倉構成員におかれましては、他の御予定の都合により、11時20分頃に御退席の予定となっております。

3 議事

○事務局（三木係長）

これより議事に入りたいと思いますが、ここからの進行を不破座長にお願いいいたします。

○不破座長

改めまして、皆様本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第2回の有識者懇談会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

本日は、この次第にありますように、まず第1回の懇談会で出された意見について取りまとめを行ったので確認させていただいた後、意見交換ということで、これからつくる新たな県史の在り方について、それから今後の進め方について、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

また、その中で、矢島構成員、大串構成員からは、資料も提出していただいておりますので、それについても御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

(1) 第1回有識者懇談会で出された意見等について

○不破座長

まず、次第の(1)の「第1回有識者懇談会で出された意見等について」ということで、資料に基づいて事務局から御説明をお願いいいたします。

○事務局（柳沢主任）

文化財・生涯学習課の柳沢と申します。前回に引き続きまして本日もよろしくお願いたします。

お配りしました資料1-1を御覧ください。こちらは前回の第1回懇談会で皆様からいただいた御意見や御質問を項目ごとにまとめたものになっております。

この中で、項目名の横に「(2) 意見交換ア」と記載させていただきました1の「県史編さんの理念（目的、方針）について」と、2の「県史の構成について」、3の「県史編さんに係る資料について」、4の「長野県史及び資料のデジタル化について」は、この後の議題(2)「意見交換」の「ア 新たな長野県史のあり方について」のときにさらに御意見をいただく場としたいと思っておりますので、今回、資料1-1の説明は、前回いただきました御質問について主に説明をさせていただきます。

まず、項目1から簡単に、皆さんからいただいた御意見などに触れさせていただきますと、項目1の「県史編さんの理念（目的、方針）について」ですが、他県などで定めている理念についてももう少し示してほしいといった御意見や、理念を考えていく上でのキーワードとして、共生社会や海外との関係、長野県を代表する史跡などに関することを盛り込んでほしいといったご意見をいただきました。

次に、項目2の「県史の構成について」は、沖縄県の女性史編、山口県の体験手記編や聞き取り編といった具体的な他県の例を出していただきながら、長野県として特色あるテーマを取り上げていく必要があるといったことや、今ある既存の県史につきましても、新たな資料の発見や研究が進んでいるため、それについてもどこまで対応していくのか検討する必要があるといった御意見をいただきました。

項目3の「県史編さんに係る資料について」は、県史編さんのために扱う資料は膨大な量となることを認識した上で、それら資料が今どのような状況になっているのか確認していく必要があるといったこと、県民の方が持つ資料については、所在の確認や情報の提供について検討の必要があること、メディアが持つ資料や映像、音声の利用については検討・確認を行う必要があるといった御意見をいただきました。

なお、3の項目の下から2番目に記載されている公文書についての保存や廃棄、歴史館の収集文書についてどうなっているのかについてと、一番下の長野県史を編さんする際の資料の調査につきましては、この後御説明させていただきます。

続きまして、次のページの項目4「長野県史及び資料のデジタル化について」は、収集した資料や今後刊行する県史を、より広く県民の方などに活用してもらうためにも、3D化やデジタルアーカイブによる利用の検討をしていく必要があるといった御意見をいただきました。これに関することにつきましても、この後お話をさせていただきます。

続きまして、項目5の「長野県史編さんの周知について」は、新たな県史を編さんしていくことに対して、県民の方に広く知ってもらうための啓蒙活動の実施や、資料の提供等について早めに呼びかけ等を行っていったほうがよいといった御意見をいただきました。こういった県民への周知や呼びかけにつきましては、できることからなるべく早めにやっていきたいと考えております。

最後に、項目6の「その他」としまして、有識者懇談会以外の場でも、情報共有や意見交換できるようなコミュニケーションツールといったものを設けられないかといった御意

見もいただきましたが、このことについても、この後、懇談会の最後のほうで触れさせて
いただきたいと思います。

その次に記載のある編さんの方針について策定する大綱につきまして、構成員の方から
御意見をいただくのが懇談会ですが、その中で、どこまで踏み込んだ内容で議論を行
うのかということにつきまして、前回の懇談会では十分に伝え切れていなかった部分もあ
るかと思しますので、まずはこのことにつきまして御説明を改めてさせていただきます。

資料1-1につきましては以上になります。

続きまして、資料1-2を御覧ください。資料1-2は「新たな長野県史編さんに必要な要
領等（イメージ）」という資料になります。

あくまでも今段階でのイメージとなりますので、今後の検討次第によっては、ここに記
載させていただいたような要領の名称や内容、組織の体制について変更や中身が違ってく
るということも考えられますが、現在県史を編さんしていく上で必要な要領や検討内容、
体制について段階的にまとめたものとなっております。

まず、一番左に編さん大綱がありますが、編さん大綱は、今後新たな長野県史を編さん
していくための一番の大本となる方針や目的等を定めるものとなります。長野県では、こ
の大綱の策定につきまして、今年と来年度、懇談会の場でも皆さんから御意見をいただき
ながら検討しまして、令和6年度に策定を予定しています。

この大綱が来年度予定どおり策定された後は、大綱で定めました方針や構成等に基づい
て、具体的な編さん実施計画を検討していくことになると考えております。それが真ん中
の令和7年度のところになります。

編さん実施計画とは、例えば調査、執筆、編集、刊行のスケジュール、具体的にこの年
にこういったものを調査して刊行していくという全体の編さんスケジュールや、編さんを
していくために必要な調査収集する資料の検討、収集方法、デジタルアーカイブ化の具体
的な実施方法などを盛り込んだものを想定しています。

大綱に基づき編さんの実施計画が作成された後は、一番右の令和8年度以降の欄に記載
があるとおおり、編さん実施計画に基づき、編さん実施細目や要領などを作成し、政治行政
部会や社会教育部会といった部会ごとに具体的な県史編さんについて検討、決定していく
という流れを想定しています。

以上のことを踏まえまして、この懇談会という場は、今後、具体的な編さん実施計画や
実施要領を作成し、県史を編さんしていく上で一番の大本となる大綱の内容について議論
をして、御意見等をいただく場であると考えております。

なので、前回の懇談会の場でいただきました編さんに係る具体的な御意見につきまして
は、この資料1-2で言いますと令和7年度以降の大綱策定後に、大綱の定めに基づいて具
体的な編さん実施計画を作成していく中で検討させていただくことを予定しています。

構成員の皆さんからいただきました編さんの実施を考えていく上でこういう事項につ
いて検討が必要なのではないかとといったことや、こういう内容がいいのではないかと
いった御意見につきましては、令和7年度以降、編さん大綱に基づいて具体的に編さんの内
容を検討、決定していく場面まで引き継ぎつつ、その上で、皆さんからいただきました御
意見につきましても参考、反映し大綱で定めるレベルの文章に落とし込み、大綱案とい
うものを作成していきたいと考えております。

○不破座長

この懇談会の役割について、前回の資料でも参考ということでスケジュールの中でイメージ図が描かれていましたが、さらにしっかりと御説明いただく資料として資料1-2を用意していただきました。

今、御説明があったとおり、我々の役割は、一番重要な大綱を定めるための意見を述べるという立場でございますが、その場に出てきたいろいろな御意見の中には、実施計画の中で具現化すべきものや実際に実施していく上で配慮しなければいけない点であったりという内容のものもあります。

必ずしも全てが大綱に盛り込まれるということにはならないわけですが、この懇談会でそういう議論をしてはいけないというわけではなく、自由闊達に議論をしていただいて、あるものは大綱の中に反映し、あるものは実施計画の中で反映、尊重していただく、あるものは実際の実施のときに留意点として活用していただくということで、全くここでの議論が無にはならないということを御説明いただいたわけです。

この点につきまして、何か御意見等がありましたら御発言をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

今すぐ御意見がなくても、後でも結構ですので、ちょっとここは確認をしておきたいとか、何かありましたら、本日もしくは次回以降でも御発言いただければと思いますが、よろしいですか。

では、今度は資料1-3、1-4、1-5に基づいての説明をよろしく願いいたします。

○事務局（柳沢主任）

続きまして、前回いただきました御質問などについて御説明させていただきたいと思っております。

資料1-3に関わる御質問は、資料1-1で言いますと、資料1-1の3の「県史編さんに係る資料について」の項目の下から2番目で、公文書について保存または廃棄となる基準や、県立歴史館で収集している公文書などについて説明してほしいという部分になります。

令和4年4月から長野県公文書等の管理に関する条例が施行されましたが資料1-3はその施行前と施行後の公文書の移管や廃棄のフローになっています。

まず、左が令和4年4月以前の条例施行前です。公文書が保存期間満了となったとき、所属で再延長による整理・保存をしない場合、その公文書が歴史的文書かどうか教育委員会と協議を行い、その結果、それが歴史的資料だと選別されれば歴史館に歴史的価値がある資料として移管されていました。

令和4年4月の条例の施行以降が右に書いてあります。この条例に基づき、まず、実施機関が公文書を作成または取得したタイミングで、その文書は保存期間が満了したときに歴史的価値がある特定歴史公文書なのかどうかということを実施機関が設定します。

その後、実際に保存期間が満了しましたら、公文書が作成・取得されたときに、保存期間が満了後は特定歴史公文書であると実施機関が設定した文書は、自動的に特定歴史公文書として歴史館に移管となります。

特定歴史公文書ではなくて廃棄と設定された公文書だった場合でも、そのまますぐに廃

棄ということではなく、公文書審議会というところで、廃棄の適切性について意見を聴取することになっています。

公文書審議会でも意見を徴取した結果、その公文書は廃棄ではなく歴史的価値がある特定歴史公文書だという意見が付されましたら、基本的には廃棄ではなくて歴史館に特定歴史公文書として移管となります。公文書審議会でも、これは歴史的資料ではないということで廃棄適当という意見をいただきましたら、公文書は廃棄という形になります。条例施行後の現在はこのような事務手続となっております。

続いて資料1-4を御覧ください。こちらは先ほどのフローで説明したことに関する条例や規定を文章で示したものになっています。長野県公文書等の管理に関する条例では、「公文書の中で、歴史的に重要な資料であるものは、保存期間満了後に知事に移管され特定歴史公文書として保存される」という決まりとなっております。ここに「知事に移管され」と書いてあるのですが、補助執行によりまして、特定歴史公文書の保存は歴史館が事務実施しております。

これ以下は、実施機関が公文書を作成・取得したとき特定歴史公文書かどうか設定するために参酌する基準となります。このような基準などを参考に、各実施機関でこの公文書は保存期間が終わったときに歴史的資料となるものかどうか検討、判断して設定していくことになっております。

続きまして次のページです。公文書の廃棄ですが、これも長野県公文書等の管理に関する条例で、「廃棄するときは長野県公文書審議会の意見を聴かなければならず、廃棄が適当でない旨の意見があったときは、特定歴史公文書として移管するか、公文書として保存期間の再設定を行い保存する」と定められています。

以上が公文書の移管や保存、廃棄に関わることについての説明になります。

続きまして、県立歴史館で収集している資料につきまして、御説明したいと思います。

資料1-4の3の項目を御覧ください。令和4年の4月から新しい公文書管理条例が施行され、特定歴史公文書として歴史館に移管されることになりました。条例に基づいて移管されました特定歴史公文書の数としましては、令和4年度は1,818件、令和5年度は1,768件です。公文書管理条例施行以前に県立歴史館で収集した行政文書につきましては約4万1,000件あります。

それ以外にも、主に現代史の県史を編さんしていく上で、調査などに利用できそうな現代史資料として歴史館が所蔵するものの抜粋として、一応挙げさせていただいたものがこの表の中のものになります。今ここに記載した資料は、歴史館で現在所蔵しているものとなっております。

○不破座長

まず、これまで皆様から御質問があった公文書の保存、破棄の基準について、それから今、公文書として保管している冊数等につきまして御説明をいただきました。

資料1-3を見ますと、従来のやや不明瞭だった判断基準、どこが主体的に判断するのかといったあたりが、最初に各所轄で判断をした上で、さらに破棄するものについては公文書審議会でもう一度審議をいただくという明確な基準になっているなど私自身は思いました。

他に歴史的現代史の資料ということで、現在歴史館で所蔵している資料を示していただきました。

ここで1点質問ですが、公文書については、どこまでデジタル化をされているのでしょうか。紙だけなのか、電子データも残っていると思っいいのでしょうか。

○事務局（柳沢主任）

県の実施機関が公文書を作成する際に、その公文書が紙なのか電子データなのかによると考えられます。基本的に紙の場合は紙が原本ですので、特定歴史公文書として移管されるときは紙が歴史館に移管されるのですが、そもそもの公文書がデータの場合には、そのデータが特定歴史公文書となりますので、データが移管されます。

○不破座長

以上の点につきまして、構成員の皆様から御意見等がありますか。

○浅倉構成員

大変手厚く結構なことだと思っ感心して伺っていたのですが、一つ質問があります。歴史館はそこまで収蔵スペースがないと思うのですが、収蔵は大丈夫でしょうか。

○事務局（岡田文化財・生涯学習課長）

御質問いただいたとおり、やはりそれなりに収蔵スペースがかかってまいります。議会の場でも、一般質問でそういった御心配や御質問をいただきました。

現在、保管場所として、廃校になった高校の施設を使って保存のための施設を改修しているところですが、いずれはそこもいっぱいになってしまうので、今後の大きな課題として、収蔵場所の確保については今後も引き続き考えてまいりたいと考えています。今はすぐにあふれるような状態にはなっていないということで御理解いただければと思います。

○不破座長

ほかに御質問、御意見はありますか。

○倉石構成員

県立歴史館の収集資料には、いろいろな分野のものがありますが、その中でこの聞き取り関係の資料とはどのような内容のものを聞き取っているのでしょうか。

民俗学ともかなり関係すると思っますので伺いたいと思っます。また、その聞き取りのインフォーマントを選定する場合、どのような基準を定めているのかということもあわせて教えていただけないでしょうか。

○歴史館文献史料課長（歴史館 村石文献史料課長）

どのような方に聞き取っているのかについては次回資料としてお出しします。全体とすると、政治分野、経済分野、文学分野といった分野ごとに、戦後、御存命の方の名前をリストアップし、その方々に歴史館開館以来聞き取りをしております。

文字起こしはしておりませんが、当初はカセットテープで録音していたものを、現在はデジタル化しまして、音声データに変換しており、現在150名程度の音声データを保管しています。

○倉石構成員

了解いたしました。また次回資料を拝見させていただきます。

○大串構成員

県の公文書保管に関する規定というのは、市町村を含めてどこまで有効なのでしょう。以前、ある図書館が持っていた文書が公文書として公文書館に移管されていない、所属が分からないといった理由で公開できないと言われたことがありました。

歴史館はいいのですが、今後編さんのための調査に当たっては、博物館や、資料館、図書館、公民館など、いわゆる文書館だけではない他の施設も公文書にあたる史資料を持っているため、県史編さんや調査研究のために所蔵する史資料の公開を依頼することもあるかと思います。そうした場合、県の公文書公開に関する決定はどこまで市町村や他の団体の施設に適用することができるのでしょうか。

○事務局（岡田文化財・生涯学習課長）

先ほど説明しました公文書に関する基準につきましては、長野県が作成して管理する公文書に適用されることとなります。ですから、市町村が作成して管理している公文書には適用されません。

また、公文書以外のいわゆる図書館の蔵書など行政が機関として持っている資料に関しては、この条例の対象となっていない。では、それを公開するのかどうかとなると、やはり行政機関がそれぞれ持っている目的に応じての判断ということになるかと思えます。

○歴史館文献史料課長（歴史館 村石文献史料課長）

歴史館の場合は、歴史館の規定がございますので、それに基づいて行っています。今、大串先生がおっしゃられたのは、各市町村の中にある施設の中に行政文書的なものがあった場合、公開できるかどうかというようなことが市町村によってまちまちであるというお話かと思えます。

先ほど岡田課長から申し上げたとおり、県が規定した公文書の条例ですので、あくまで県の実施機関が作成した公文書に適用され、市町村に適用されることはないですが、ただ市町村側からすると、県の条例に準じて公開するかどうか検討するという考え方もあるかと思えますので、長野市の増田構成員さん、その辺のところはいかがでしょうか。

○増田構成員

今のお話のとおりだと思います。県の条例ですので、県だけに適用され、市町村は別になっているのですが、市町村としては、県を見ながら動いている部分もございます。例えば長野市においても、長野市ではまだ条例化しておりませんので、このような明確な基準にはなっておりませんが、公文書館が独自に調査しながら、内規ではありますが、各文書

について一定の基準の下で峻別しながら廃棄となるか決めているという状態です。

ましてや市町村以外の地域で行っているもの、行政が間接的にしか関わってこないものについては、ほとんど基準はないと認識しております。

長野市の場合は公文書館を持っておりますので、こういうような対応ができますが、そうではない市町村はたくさんある上に、それぞれの基準はいろいろあるだろうと認識しています。

○大串構成員

今後いろいろと調査を進めていく上で、様々な所蔵機関において、ある史料・文書を持っているのは分かっているけれども公開基準がないので公開できませんということになりかねない懸念があります。ということも含めて、各市町村のそれぞれの状況というのをどこかで集約していただければと思います。

また、取りあえず図書館や公民館、博物館など、その公開基準みたいなものも少し確認をしたほうがいいのではないかと思います。例えば、図書館でも、持っている蔵書が登録されておらず、それ故に公開になっていないし、実は存在も知らないというようなことも、今後出てくる可能性があり得ると思います。

そういう現状も含めて、取りあえず市町村図書館、博物館レベルで、どのような史資料を持っているかと同時に、その資料が活用できるような公開をしているのかという確認を行っていただければ事務的にも間違いが生じないのではないかと思います。

○不破座長

少し膨大な作業になってしまうかもしれませんが、そういうことが必要であるという前提の上で、順次お願いしたいと思います。

○増田構成員

市町村と県との関係で一つお願いしたいことがあります。

今回の県史の編さんに当たっては、例えばデジタルコンテンツの導入や、資料収集の話について大変興味深くお話を伺いましたが、丸山構成員が言われたようにわくわく感もありますし、非常にいい話だと思っています。

その昔の県と市町村の関係のような上下関係は、今はもうほとんどないというふうに私は認識しておりますが、資料収集や、出来上がった後の活用に関しても、市町村は積極的に、だけれども自主的に参画するという考え方で、ぜひお願いしたいと思っております。

これは大綱の話とはずれてくるかとは思いますが、大綱をつくる上でも、それを前提にお話をお伺いしたいと思っております。

○不破座長

今の点も大変重要な点で、このような実勢の上で、この県史というものは成り立っていくことになり、上下関係があるわけでは決してありませんので、事務局でも御配慮をよろしく願いいたします。

伊佐治構成員が御出席ですので、もしよろしければ、資料の中にありました公文書審議

会について、何か御発言がありましたらよろしくお願ひいたします。

○伊佐治構成員

現在、公文書審議会の委員をしております。先日も、ほぼ1日かけて公文書を、移管か廃棄か分ける作業を行いました。公文書管理条例は運用が始まったばかりであり、点数が多かったこともありまして、十分審議し尽くすことができたかというところ少し不安が残っておりますが、県の実施機関や知事の意見も廃棄が適当ということで上がってきた公文書を、審議会の委員が現物を見ながら点検をいたします。

現物を見させていただくと、やはり文書のリストでは分からなかった、その時々での方針を決定していく意思決定というようなことが資料の中に残っている重要な公文書が相当数あったと思っております。

私が見た中で、廃棄は不適當であり、移管がふさわしいのではないかと考えたものの中に、例えば、松本市に大きなイオンモールができるときに法律に基づいて地元の方の個人から団体、松本市役所まで、様々な意見を聞いて、それに対して出店者側が答えるような資料がありました。

その資料は保存年限を過ぎたということで廃棄の扱いになっていたのですが、住民の声や、いろんな関係団体の声を聞いていくと、こういうことを当時の住民の方とかは感じていたんだということがつぶさに分かる資料でした。

この資料がないと何年かたった後に最初に取り交わされた約束が変化したりした場合に、最初に店側、事業者が答えたことがどうだったのかということが分からなくなってしまうのではないかと考え、移管とすべきではないかという意見を申し上げたことがありました。

これは一例ですが、まさにそのときに、その案件に対してどういう世論が形成されていたのか、地域がどんな状態になっていたのかということは、恐らくそういった生の資料が残っていないと分からないのではないかと思います。

これは比較的最近の事業ですが、恐らく10年20年と経つような、そういった貴重な資料が公文書として残っているということを、まずはそれぞれ、市町村レベルで意識して、大切な県民の歴史を次の歴史として保存をしていく、そして今の現役の公務員も、今行っていることが後々県民の歴史、自分の市町村の歴史として、大事な歴史を語る文書になるのだという意識を持って残していくことが必要だと思います。

長野県はこのような公文書の条例をつくり、そういった意識で職員は取り組んでいるかもしれませんが、それが全ての市町村で同じような意識でできているかというのは、とてもまだ足りない部分があるかと思います。

ですので、この県史の編さんということを通して、今、市町村の意識を高めていき、公文書という切り口で取っても廃棄されてしまうのを少しでも歯止めがかかるような働きかけをしていくということが、この県史編さんを通してできればよいのではないかと思います。

○不破座長

大変丁寧な御説明、御意見ありがとうございます。公文書審議会がいかにか大変な業務をされているか、また、それを高い意識を持ってメンバーの方が務めていただいているとい

うことがよく分かりましたし、県史の在り方、県史づくりが、さらなる波及効果もあるということもよく理解できました。

では、続いて、個人情報に掲載された文書の利用について、資料1-4に基づき御説明をお願いいたします。

○事務局（柳沢主任）

前回懇談会で、県史編さんのため公文書を調査するとき、個人情報が載っている公文書をどこまで調査できるのかというお話もありましたが、このことについて、資料1-4の最後の4の項目、調査に係る法律についてを御覧ください。

今の段階ですと、こういう法律で、こういう決まりがあるというくらいしか申し上げられないところもあるのですが、今回県史を編さんしていく上で調査する資料の個人情報などに関連する法令としましては、主に個人情報の保護に関する法律があります。

この法律の中でも、69条が利用及び提供の制限という項目になり、こちらは行政機関などが、「法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」ということが定められております。

基本的には、行政機関などが県民の方などから個人情報を収集、利用する場合には、法令に基づいた目的のため提供いただくということになり、それ以外の目的で個人情報を利用したり、または誰かに提供してはならないということが原則となっております。

ただ、その後続けて同じ69条の第2項では四つの項目に該当する場合にはこの限りではないという例外規定が設けられています。

この後、編さん事業がより具体的に進んでいく中で、編さんのために調査したい公文書に個人情報が含まれていた場合、この69条第2項の例外規定に当たるのかどうかということ判断していくことになっていくかと思いますが、現時点では、個人情報の保護に関する法律では、こういった決まりがあるということをお伝えします。

ただ、先ほどお話の中に出てきたとおり、やはり他の都道府県や市町村が所有している公文書を、この法律69条の第2項に基づいて公開するかしないかということは長野県では判断できず、その公文書を管理保有している都道府県や市町村ごとに判断していくということになります。

○不破座長

今の規定の中で、4番目の学術研究の目的のために保有する個人情報を提供すると書かれている規定がありますが、これに適用するものがたくさんあるのではないかと考えております。

○大串構成員

編さん大綱の本文に、広く県の歴史を市民（県民）に知ってもらおうということと同時に、新しい県史の編さん（調査・叙述）は学術研究の側面も持つのだということ盛り込むことが必要でしょう。盛り込むのか、盛り込まないかで、この4項の規定を編さんの過程のなかで適用できるかどうか変わってきてしまうのではないかと思いますので、大綱に学術研究という言葉は何らのかたちで盛り込むことを御検討いただければと思います。

経験的に言うと、先ほどお話もあったとおり、県や市町村の文書館などに所蔵されている史資料や公文書による調査研究は、一概には言えないですが、近世だったらまだできるのですが、明治以降になると地域の社会経済史的分析が史資料の公開状況との関係で困難になっています。

所得調査や生活保護関係、配給関係の公文書がごっそり非公開になっている場合があります、そうするとその村はそもそもどんな姿だったのか、どんな暮らしをしている人びとがそこにいるのか、そういったことがわからない。近世までは古文書となっているので、それは公開されていて、この村にはどのぐらいの所得（暮らしぶり）の村民がいて、こんな村だったとわかりますが、史資料の公開が制限されてきますと、近代、特に戦後になると村のすがたはほぼ分からないということになりかねないと思います。

一応、村勢要覧みたいなものが出ていますので、若干類推はできますが、集落もしくはその地域の住民組織の中ではどういう所得階層の人がリーダーシップをとっているのか、といった問題は分析のしようがない。したがって、村の政治や社会文化の動きもほぼ分からなくなってしまう。

さらに、配給関係史料が非公開になってくると、今度は戦中戦後の社会状況が分からないことになります。配給とはどこの家にくら配るといえるもので、ほぼ丸々所得調査みたいなことですので、そういうものが非公開になっていると戦時戦後の最も切実な暮らしの問題である配給の問題が分からなくなってきました。その中で、例えば地域のこうした記録のなかに朝鮮人の記録が入っていれば、強制連行の問題も関わって来たりします。このようなこともあるため、大綱のなかに県史編さんは学術研究という側面も持つ、という文言を入れることは結構大事なかなと思います。編さんにかかる史資料の調査も、あくまで学術研究という性格を重視して行うということは強調してもよいでしょう。

他にも、最近なかなか公開されないものは、昔の子どもの作文集です。これは現在の学校でもそうなのですが、作文を書いた子どもの名前が書かれているため、もちろん公開しているところもありますが、全国的に見ると、学校の昔の子どもたちが書いた作文集は見せがらないというような状況です。

話を戻しますと、各市町村が独自につくっている公開の基準は、もちろん尊重するとして、編さんの場合には、行政がやる事業だけでなく、プラス学術研究ということを少し大綱に盛り込むことが、この個人情報の取扱いに関しては大事になるのではないかと思います。

○不破座長

この点については事務局のほうでぜひ大綱に盛り込んでいただければと思います。県史は単に歴史を語るだけではなくて、学術研究にも資する貴重な資料であるということは、ぜひ盛り込んでいただければと思います。

では、続きましてデジタル化について、資料1-5に基づいて御説明をお願いいたします。

○事務局（柳沢主任）

前回の懇談会で、これから刊行する県史や、そのために集めた資料につきまして、デジタルアーカイブにより利用できるように検討した方がよいという御意見もいただきました

が、今後それに利用できそうなシステムが既存のものでありますので、そのことについて、御説明したいと思います。

資料1-5を御覧ください。こちらは既に長野県で運用している信州ナレッジスクエアというポータルサイトです。信州ナレッジスクエアは、五つのメニューで構成されております。

その中で、資料の一番左側に信州デジタルコモンズというメニューがありますが、これでもし県史や資料をデジタルアーカイブ化となったときに利用を検討できそうなシステムです。その下の説明に、「『地域の記憶』としての『信州の地域デジタルアーカイブ』を目指します」とありますように、デジタルコモンズでは、既に県立図書館や歴史館、美術館などが持つものをデータ化したものが見られるようになっております。

今後、県史を編さんする際に、新しいデジタルアーカイブのためのシステムを一からつくり上げるというのなかなか大変だと思いますので、既にあって、さらに長野県が管理運用しておりますシステム、ポータルを利用するような形でも検討していければいいかということ考えております。

こちらは、不破座長も立ち上げるときにいろいろと御参画いただいたということで聞いております。

○不破座長

このポータルサイトは、県立図書館を中心に今も運営していただいているもので、関係されている方もこの中におられるかもしれません。

今、事務局から御説明があったとおり、デジタル化に当たって一からつくるのではなく、既にあるものもプラットフォームとして十分活用できるものがそろいつつありますので、そういうものもぜひ活用していければと思っております。

(2) 意見交換

○不破座長

では、(2)の「意見交換」に入りたいと思います。この中で、まだ詳しく説明をしていない、意見を交換できていないものについても適宜取り上げていきたいと思っております。

ア 新たな長野県史のあり方について

○不破座長

では、(2)の「意見交換」の「ア 新たな長野県史のあり方について」に関して、まず事務局から御説明をいただき、その後、矢島構成員と大串構成員のほうから御提出の資料に基づいて御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（柳沢主任）

資料2-1を御覧ください。こちらは第1回目ときに、皆さんからいただきました新たな県史の在り方や構成等についていただいた意見をまとめたものになっております。

簡単に御説明だけしてしまいますと、まず、県史編さんの意義としての理念、大綱の項目でいいますと目的や方針のことだと思いますが、それについての御意見を記載していま

す。

あとは具体的に、新たにこれから刊行していく県史の在り方として、通史編や長野県の特色あるテーマ、資料編、それにつきましても紙媒体による刊行はもちろん、デジタルコンテンツのようにデジタル化してネットなどでも見られたり活用できたりする必要があるのではないかとこのような御意見をいただいています。

あとは資料の在り方として、新たな県史の編さんや既刊の県史の保管に関して、1回目のときに御発言があったキーワードなどを挙げさせていただきました。現代史というとても膨大な関連資料があるため、そのようなものをどのように集めていくのかという検討も必要という御意見や、さらに集めた資料は、デジタルアーカイブなどによって利用できるようにしていくための検討も必要ではないかという御意見をいただきました。

他にも資料を集める方法として、長野県から県民の皆さんなどに広く、県史を新たに編さんしていくという周知をしていくと同時に、県民の方がお持ちの民間資料などの情報提供を広く呼びかけて、資料の受入れや収集の方法も検討をしていき、埋もれている民間資料についてもいろいろと掘り起こしが必要だという御意見をいただきました。

また、既に刊行されている県史につきましても、何十年とたっているため、刊行後に発見された資料や研究の反映についても、どこまでどのように行うのかといった検討も必要があるという御意見をいただきました。以上の御意見等をまとめたものが資料2-1となります。

本日は、前回の御意見等に関してさらに皆さんからいろいろお考えをお聞かせいただきたいと思います。次回の懇談会では、県として大綱の素案をお示ししたいと考えているのですが、その素案を考えていく中で、前回と今回で皆さんからいただいた御意見を反映又は参考にさせていただきながら、大綱の文章のレベル感に落とし込みつつ、検討をしたいと考えております。

先ほどから申し上げている大綱の文章とはどのような内容かといいますと、これに関する資料が資料2-2になります。こちらは前回も同じような資料をお示しましたが、現在、県史編さんを行っていたり、最近まで県史を編さんしていた他県の大綱で定められている理念と目的、方針を並べたものとなっております。

大綱に記載する文章のイメージとしては、他県と同様な書き方にはなってくるかと思えます。例えば、山口県史で言いますと、編さんの目的として、県民の郷土に対する認識と関心を深めて、貴重な歴史的資料を県民共通の財産として後世に伝え、県民文化の振興を図るという記載となっておりますが、これは具体的な内容というよりは、今後より具体的なことを検討していくことを念頭にした抽象的な内容となっております。他の大綱も同様な内容になっているかと思えます。

2の編さんの方針は、編さんの目的がある上で、さらにこのような方針に基づいて編さんしていくという内容となっております。それぞれの道県のを挙げさせていただきます。この懇談会で皆さんからいただく、県史の編さん内容や必要な検討事項、先ほど大串先生からもいただきました学術研究のことといった御意見やお考えは、この編さん方針の項目に盛り込んでいきたいと思えます。ただ、大綱に記載する文章は、他道県と同じようなレベル感の記載内容を想定しています。

皆さんの御意見の中に具体的な県史の中身についての御意見があった場合は、大綱策定

後の令和7年度に実施する予定の実施計画を検討していく際に、皆さんの御意見を引き継いで検討したいと考えております。そのため、大綱の方針や目的については、皆さんからの御意見を参考にしつつ、他県で定めているように、全体的なことを文章に落とし込んで大綱案をお示しします。

○不破座長

続きまして、矢島構成員から県史編さんの在り方に関することについての資料を御提供いただいておりますので、矢島構成員から資料2-3の御説明をよろしく願いいたします。

○矢島構成員

資料2-1にある、県史の補完について、私は長野県の考古学会から出ていますから、考古学の関係の資料を通して、皆さんに簡単に御説明したいと思います。

考古学の資料は開発に伴う発掘調査で出てきた資料が中心となっており、現在刊行されている県史の中で考古資料関係は、1989年に発行された通史編が最後となっていて、その資料は中央道西宮線に伴う資料です。

この県史が刊行された1989年以降、長野道、上信越道、新幹線、さらにオリンピック関連の道路や千曲川の堤防整備工事があり、それに伴う発掘調査がありました。これらの調査からたくさんの考古資料が出ていて、その中でも県民にとって一番身近な評価ということで、国・県の指定文化財を拾い出してみますと、国の重要文化財になっているものが3件、県の県宝になっているものが3件ありますが、既存の県史の中には掲載されていません。

そのため、このような資料を、今度作る未刊の戦後現代史を中心とした新たな県史の中へ盛り込んでいくことを、ぜひ検討していただきたいです。これは考古資料だけではなくて、古文書もそうですし、民俗資料もそうです、そういった分野に全て必要かと思えます。

この新たな県史が刊行されたとしても10年、15年たつと、その間にまた新しい資料が出てきます。新たな県史刊行後の資料も含めて、資料の収集整理、研究体制の構築といった将来を見越した県史という位置づけを大綱の中に盛り込む検討をお願いしたいと思います。

そのための方法として、県立歴史館という県の施設がありますので、その中に県史室といった新たなポジションをつくって、そこでそういう仕事に取り組んでいく。

あわせて、今までの県史というのはデジタル化されていないため、長野県に県宝の考古資料は何件なのかすぐにスマホで検索できるような程度の最低限で簡単なものでいいので、デジタル化をぜひやっていただきたいし、その運用や維持管理を歴史館の中に設ける県史室の機能として入れてしまうということも考えられるのではないのでしょうか。

今回の県史編さんに加え、一緒にデジタル化すること、未収録の資料の編さんをやるということをぜひ大綱に盛り込んでいただきたいと思えます。

○不破座長

今の御説明の中で、2点、私も感じるころがありました。一つは、今検討している県史の編さんが終わればそれでおしまいということではなくて、その後もいろいろな発見や

資料が出てくるため、それをしっかりと管理する、そしてそのことを大綱に盛り込むとともに、県組織や地域での歴史研究を担う方を育成していくということもあわせてぜひ盛り込んでいただければと私も思っております。

それから、デジタル化の話も重要な観点でございます。1回目の懇談会での御意見として、県民が利用できる形にする必要があるといったものもありました。その一つの手法がデジタル化ですので、このことにつきましても、御配慮いただければと思います。

浅倉構成員はそろそろ退席のお時間ですが、何か御意見はございますか。

○浅倉構成員

信州大学工学部の建築士の梅干野先生から、ぜひこういう調査のこういう資料も入れてほしいという御要望を承ってまいりましたので、御披露させていただきます。

文化庁の事業として、全国の近現代建造物緊急重点調査というものが行われているようで、昨年度と今年度は長野県が対象だということです。一次調査はリストアップで、二次調査はその評価になるようですが、昨年度、評価を行った事例としては、更埴市庁舎、野沢温泉ロッジ、八ヶ岳高原美術館、神長官守谷矢史料館等々、8件で、今年度もその評価を継続するという事です。川中島の長野市立博物館も対象だということなので、そういう制度もぜひ盛り込んでほしいと言われましたので、御披露させていただきました。

○不破座長

今ご発言いただいたことについて、浅倉構成員からの御意見ということで配慮したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続けて、大串構成員からも資料を御提供いただいておりますので、これに基づいて御説明をお願いいたします。

○大串構成員

沖縄県史や沖縄の市町村史は本を出して終わりというわけではなく、継続で事業を行っています。そのため、沖縄県史の本編が終了しても、最新版沖縄戦編や女性史編という形で、新しい県史をどんどん付け加えることができる体制になっています。先ほど座長や矢島構成員が御指摘いただいたことも行われているかもしれません。

また、考古学についても、考えてみると戦争遺跡の調査研究や戦争考古学のように、近現代のほうにもぐっとウイングを広げてきていますので、そういう意味では、新編考古編のように近現代も含めて考古編をつくるということも面白い企画ではないかと思って聞いていました。

それと関わるのですが、今日お配りした資料（拙稿「赤沼地域・近現代史料の救出・保全」『長野市立博物館紀要』第21号）は、2019年台風19号に関連する被災史資料に関するものです。被災史資料を救うときに一番困ったこととして、近世のものは皆さんよく残してくれるのですが、近現代はどんどん捨てているということです。

こうしたなか、被災史資料を保存する際に基準をつくってほしいと相談を受けました。基本的には「全部残す」というのが基本なのですが、実際に被災地に行ってみるとやはり住民の方々やボランティアが集まっている中で、「全部残す」ということはなかなか難しく、

赤沼地区では文書保存の収容スペース（赤沼公会堂内）がない中でも区有文書がスチール棚で3棚ていど、風呂敷包みで包まれた歴代の区長の記録簿などが全部で50～60束ほどありました。どうしようもないので、幾つか基準を立てたということを書きおきました。

公文書に関心が集まりやすいのですが、近現代を考える上では、最も末端の区や組といった、集落単位の文書こそ住民にとって最も身近かつ生活の場面がわかる可能性があるところなので、これらの文書についても意識的に見て、遺していかないといけない。合併によって行政村としてはなくなる場合でも、区や組といったそういう単位は残るのですが、それらに関する文書はなくなりやすいし、把握しにくいところなので意識する必要があるのではないかとこのところから書き始めています。もっと厄介なのは、婦人会や青年団のような集団の形になっているものではない、住民組織といった人々のまさに日常生活の中に出てくるような定型的でない部分＝人々のつながりは、なかなか文書が残りにくい。

ですが、現代というのは、青年団や婦人会などのような組織が動くということの他に人々が自発的に行動するネットワークみたいなものを中心になっている時代でもあるので、制度や集団のみの戦後史叙述になってしまわないように注意しなくてはならないと思います。

また、戦中のものも市役所には公文書は残っていないけれども、意外と区のレベルで残っている場合が多いということも指摘しておきました。詳しくはお読みいただければと思いますが、それは大綱やその中の方針でいうと、どういう観点で何を調査するかということの、ある種のガイドラインはどこかで議論してもいいのではないかと思い、今後のための参考として、本日は資料として提供しました。

被災史資料の保全についてもう一つ困ったことは、何を残すかというときに、その地域にとって何が大事なのかというのを誰が知っていて、誰がそれを議論し、決めていくのかという問題です。対象となった地域は赤沼、長沼地域でしたが、私が相談をしながらようやくつくり上げたのは、例えば北陸新幹線長野車両基地建設工事の話のこと、あとは長野オリンピックについてでした。これらは長沼・赤沼地域にとっては、大きな社会の変化になるだろうということで、90年代前後は意識して遺す（レスキューする）。それ以前は残念ながらほとんど残っていませんでしたが、戦中から戦後にかけて、特に昭和30年代ぐらいまでのものは全部、どんな史資料でも遺しました。

戦中は、この地域では長沼地震（赤沼地震、長野地震とも）といった大きな地震が起きますが、これについてはほとんど記録が残っていません。新聞記事でようやく論文を書ける程度です。長沼村史を編さんしたときに集めた史資料も、今所在が分からないという中で、被災史資料のうち何を残していくのかという基準を立てることはとても難しかったのです。戦後の長野県といったときに、どういう事実や事項をどういうふうにして位置づけていくのか、そのこととのかかわりでどのような史資料を遺していくのか、を議論していくことが大事なかと考えていました。

県史を編さんするに当たって、史資料があるから書けるという側面と、史資料がないからこそ意識して知り学ばなければならない、調査しなければならない、というバランスになりますが、この事項だけは欠かせない、この事項だけは重点を置いて調べたほうがいいといった、戦後の長野県にとって何が大事なのかという問題を議論するべきだと思います。このようなことが被災史資料のレスキューでも切実に問われました、ということをお聞き

に共有ができればと思って提出させていただきました。

○不破座長

特に何を残すのか、誰がそれを判断するのか、どんな基準でやるのかということを議論していかなくてはならないという大事な御指摘がございました。これは私の私見ですが、大串先生からも今述べていただいたとおり、編さんしていく中で、新たな基準のための見直しなど、そういうものも知見として残っていく。これは、その編さんが終われば、もうこれで二度と編さんしないということではなく、常に編さんは見直され、新たな資料も追加されていく中で、その編さんで得た資料の基準についての知見というものも生かされていくのではないかと考えております。

また、そのためにも、デジタル化という手段は非常に有効ではないかと考えております。

それでは全体を通してですが、特に事務局で用意いただいた資料2-1の内容に関して、そさらに御意見、御質問をいただければと思います。

○丸山構成員

県史編さんのための大綱の理念、目的に絡むことについて、私なりの提案というか、入れてほしいということをお話しさせていただきます。

いろいろな県の理念が載っていますが、一つ大事にしてほしいものとして、負の歴史に目をつぶることなく、なぜ政治や人は過ちを繰り返すのかという視点を大事にしてほしいと思います。これは、戦争が失敗の最たるものですがけれども、戦後もいろいろな失敗をしてきたわけです。

例えば、ハンセン病に関して言えば、戦後憲法が個人の尊厳を掲げたにもかかわらず、むしろ戦後も隔離政策は、日本はより苛烈を極めた、こういう歴史があります。このようなハンセン病の問題は、感染症に対する人の恐怖や不安というものを如実に表しています。それが今の新型コロナの感染症への対応ということと、どこかでつながっているわけです。そういう意味で、後世に残す意味合いもあるため、負の歴史というものに目をつむることなく、長野県史を検討していかなくてはならないのではないのでしょうか。

また、戦争の総括をしっかりとしなければいけないのではないのでしょうか。例えば、戦後の中国残留孤児問題は、戦前の満州移民の創出、あるいはもっと前からの様々な政策の帰趨として出てきたことだと思います。その責任について、誰がどう関わって、なぜそうしたのかということ、きっちり総括していかなければいけない。

満州移民に関しては、現代史編、さきに出された近現代史の一番新しいものにも書かれていますけれども、読んでみますと12ページぐらいの非常にあっさりとしたものしかありませんでした。このあたりは、長野県が全国で一番移民を創出した県として、しっかりと総括すべきだと思います。

それから、声が大きくて、力が屈強な男たちの歴史のみを語るのではなく、女性や障害者、生活困窮者、生活弱者らの視点など、非常に多面的な視点から歴史を描く必要があると思います。

特に女性に関して言えば、歴史を動かしてきたのが男性だというふうに思われがちですが、実は女性が様々な形で各地域の運動に関わっています。私は今、松川町の保健予防活

動を取材しているんですけども、ここ半世紀の間に、保健師が地域に足を運んで、いろんな人たちと一緒に健康学習を積み重ねて、生活習慣病の予防や医療費の抑制というものを実現しています。

この中で、女性が非常に重要な役割を果たして、例えば斜面のきつい果樹畑で働くと膝の痛みが強くなる。それをどうやったら改善できるかということ、女性が、旦那さんの健康状態を心配して一生懸命考えるわけです。ところが男側からすれば、そんなことを明らかにすれば、嫁の来手がなくなると反対が起きて、それをあえてこの女性たちは考えて、その対策を練ってきた、そんな歴史を聞きました。

他にも、飯田の下伊那に飯伊婦人文庫というものがあり、戦前は女性は本なんか読むものではないというふうに言われている時代だったのですが、戦後、地域に飯伊婦人文庫というのが立ち上がり、読書を女性たちが根づかせていきます。このことについて、読んだ記録が文集として残されており、慶應義塾大学の山梨あやさんという先生が研究しています。

また、暮らしのレベルでの探究も欠かせません。例えば、これは県環境保全研究所の浦山佳恵さんという方ですが、「盆花採りの衰退と野の花の生育地の消失」というテーマで書いた論文があります。お盆の花を昔はみんな野山からとって、それを仏壇に供えていたのですが、時代の変遷とともに衰退していきました。その経緯を県内の南信地域の集落で聞き取り調査をして、論文にまとめています。こういったものも大事にしたいなと思います。

最後に、県民参加という視点でこういうことができないかという提案なのですが、現代史というのは、つまり自分史と重なるわけです。例えば子供に対して、自分の父親、祖父母、あるいは曾祖父へ聞き取りをしてもらい、我が家の歴史年表のようなものをつくってもらおう。その年表を長野県史や日本史、あるいは世界史と比較するような表をつくってもらうことを公募して、それによって県史に関心を持ってもらう。なおかつ子供がやろうと言えばおじいちゃんおばあちゃん、お父さんお母さんも協力するでしょうから、年表をつくるために昔の資料をそれぞれのうちで探して、その中から宝物がもしかしたら出てくるかもしれません。

そんなような形で、県民参加というのは単にやっていますよということをお知らせすれば済むものではなく、歴史を残すという営みの中に長野県の人たちが主体的に関わっていく、そういう仕掛けをぜひ考えてもらいたいと思います。

○不破座長

大事な観点をありがとうございます。まとめますと、負の歴史の視点というものもしっかり持ち、戦後の総括が必要ではないか。それから、歴史の中で埋もれがちな人々をきちんと描いていくべきではないかという御指摘をいただきました。

最後にありました、我が家の歴史年表の作成については、県民参加のつくり手になっていただく意味で必要な御提案だと思います。

続きまして、皆様のほうから御意見ありますか。

○倉石構成員

資料2-1の新たな県史の在り方の本編、特別編、資料編という大きなくくりがあるのですが、この大きなくくりのそれぞれの特色や書き分けはどのようになるのでしょうか。

資料編は、本編と特別編の各論、あるいはそれに漏れたものの資料ということになるかと思いますが、本編と特別編の長野県の特徴あるテーマというものが、どのように構成されるのか分かりにくいのでお伺いします。

もう一つは、いろいろな県史の編さんの目的があり、大体、県民文化の振興を図る、学術文化の振興に寄与する、人材を育成するというような内容ですが、前の長野県史では編さんの目的はそのような内容だったのでしょうか。

先ほど長野県史の民俗編の1-1を見たのですが、その辺が少し曖昧でよく分からなかったもので、もし握られていたら、ほかのものとの比較の意味で知りたいということと、前回の編さんの目的が分かったら、それを基本にしてどこまでそれが前の長野県史で編集されているのか、足りないものは何だったのか、足し算・引き算しながらこれから何をしなければいけないのかということ、一回検討しておいたほうがいいのではないかと思つての質問です。

○事務局（岡田文化財・生涯学習課長）

本編というのは、通史編をイメージしています。特別編とは、前回の懇談会で、沖縄県の女性編や山口県の証言集のようなものが別冊であるという御紹介をいただいたり、長野県というと災害の歴史でもあるので、このことについては抜き出したほうがいいのではないかという御意見があったことを踏まえ、通史編の中に落とし込むというよりも、特定の長野県の特徴あるテーマとして抜き出して別冊を作ることをイメージしています。

2点目の前回の県史編さんの目的と、それをどう評価して今回新たな県史の目的として位置づけていくのかということ、それを整理したものは、また皆さんに共有をさせていただきたいと思つています。

○倉石構成員

もし、本編、特別編、資料編の特に特別編のところで、長野県としてどんなものが挙げられるかということも、補足して入れておいてもらうと、もうちょっと分りやすい資料になるかなと思つていますので、よろしくお願ひします。

○事務局（岡田文化財・生涯学習課長）

第1回目のときに前回編さん時の県史編さんの概要という写真データを参考資料として配付させていただいておまして、その中に県の基本方針という記載がございます。これはまた改めて共有をさせていただきながら、整理をさせていただきたいと思つています。

○原構成員

先ほど矢島構成員にお出しいただいた御意見への補足ということでお話をさせていただきたいと思つています。

現在の他県の大綱を見ていくと、どうしても新しくつくる現代編のイメージが非常に反

映された内容になっていて、場合によっては期間についても記載されているものがあります。先ほどのお話では、そういう期間を決めるのではなくて、継続的に新しいものを入れていくということが必要だということですので、この大綱を他県の例に倣うと、先ほど矢島構成員が提示された部分が十分反映されるのかどうかという懸念があります。

そのため、そこら辺のところを、やはりかなり意識的に大綱の中に取り入れていっていただきたいです。デジタル化をしていくという話と、継続的に行っていくということはいまよく合わせられるのではないかと思いますので、そのことについて大綱の中にどのように盛り込んでいくのか、そこを注目したいと考えています。

○不破座長

その点についても事務局でよく心がけていただきたいと思います。継続するための基準づくりということも、編さんの中で必要となってくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○清水構成員

先ほどの継続ということに付け加えになるのですが、例えば、前回の県史が編さんされた後に、編さんのための組織が解散されているのではないかと思います。そうすると、前回の県史で使われた生の資料を見たいといったときに、その人が自分でお問合せの窓口をさがさなければならぬと思います。

先ほど、大串構成員から村史の資料を見たくても散逸などして見られないという話もありましたが、近年、公文書館ができて公文書の保存・整理の環境が整えられてはきていますが、さらに、この編さんの機会を通して、県だけではなくて市町村レベルでも、公文書の保存や公開、活用についてきちんと意識を高めていけるような県史の編さん事業にしていただきたいです。

また、編さん後の問合せ先が不明で、活用したくても資料の所在が分からないといったこともあるかと思いますので、県や市町村、その他の個人所蔵の資料の所在を明確にしていくということも編さん事業の中でやっていくことを期待します。

○不破座長

継続して実施していくというお話と、資料の在り方や、管理についての御発言をいただきました。また、市町村との協力関係という意味で、何かこちらで決めてそれを押しつけるという形ではなくて、市町村も交えて、資料の在り方や利用についての理解を一緒に深めていけるように配慮した大綱の記載となればと思います。

○蒲原構成員

県史の本編、特別編、資料編について、まず個人的に関心がありまして、特別編として女性編やオーラルヒストリーといったことをテーマ別に編さんしていくというお話がありましたが、その一つとして映像史というものをつくることを検討いただければうれしいです。

前回の懇談会でお話しした『大日向村の46年』という作品では、佐久総合病院という地

域医療の一番大事な病院がとても関わっていて、それらの活用もできればと思います。

あとは、昨日読んだばかりなのですが、『長野県史をふりかえる』という本では、特別編のほうで美術建築史編について研究があったのですが、一旦頓挫したということが書かれていました。なぜそのようなことになったのか気になりまして、やはり前の県史がどういう経緯で特別編などをつくったのかということことが分かるようになると、これからの検討にも役立つのではないかと思います。

○米山構成員

大綱に載せる文章を皆さんで議論する際に、私は長く歴史書の編集に携わってきて思うこととして、歴史書を出す意義を考えたときに、過去のことを知ることによって県への郷土愛を含むながら、それによって県や人が未来に向けて発展していくことを描いていくことが大事なのではないかと思います。

そのときに、先ほど負の歴史の話がありましたが、これから予想しない困難なことが出てきたときに、過去のつらかった歴史を振り返って、県民たちがどのように乗り越えてきたかということや、人々が経験した声を知ることによって、立ち向かう方法のようなものを知るための材料や前に進める礎になるのではないかと思います。

新しく歴史というものに興味を持ち、長野県が好きで、その郷土愛をもって未来の発展のために生かしていきたいと思う人々を育成していくことはとても大事であり、今、私が担当している阿智村の記念誌でも行われていることですが、実際に編集作業や資料収集の作業も映像化で残して、それを見ることができるようにしていくという取り組みも大切なのではないかと思います。

歴史を大事にしながら、実際にどのような編さん作業をして、資料の収集や保存を行っているのか映像化する。先ほど蒲原構成員のお話にもありましたが、映像の力はとても大きく、特に若い人たちは今なかなか文字は読みませんが、映像と一緒に読んだら文字を読んでもくれます。そういった意味でも映像化はとても大切だと思います。

ここで生きてくるのはデジタルアーカイブといったデジタル化だと思います。今、信州ナレッジスクエアというポータルサイトがあるということなのですが、それと紙の県史をうまく組み合わせて、例えば、県史にQRコードを載せておいて県史を読みながらもっと知りたいと思ったところで、そのページに乗っているQRコードによりサイトで情報を見ることができるといったことができる内容を大綱に盛り込んで、新しい歴史書というものをアピールできればいいのではないかと思います。紙だけではなく、デジタルや映像でもっと生きた情報を知ることができるという新しい県史をつくっていればと思います。

○不破座長

大きく分けると三つ御発言いただいたと思います。一つは負の歴史も含めて歴史から今の困難な状態を乗り越えていく力を身につけるとのこと。それは先ほどの丸山構成員からの御発言にも共通するところかと思います。

また、紙の県史をデジタル化との融合という話と、編集の過程も含めて映像化していくというお話をいただきました。大いに参考にさせていただきたいと思います。

○伊佐治構成員

他都道県史の編さん大綱を見せていただいて、一番自分のイメージとして重なるのは高知県のものかなと思いました。歴史研究を担う人材を育成するという一文が入っているということが私は大事なことではないかと思います。

先ほどから、構成員の皆さんから出ているように、現代編を作っていく上で、やはり負の歴史に目をつぶらず、過去の歴史を今の自分に位置づけることができるようなことができれば、これからの県民の歴史認識やそ子供たちのためにも価値や意味ある事業になるのではないかと思います。

特に、長野県への郷土愛というお話もありましたが、例えば、長野県の自然のことや、長寿県といわれる健康のこと、女性の歴史、それから、満州移民のことはやはり長野県は新たに掘り起こしていく必要があるのかなと思いますが、そういった今の長野県の特徴となっていること、形づくっているようなもの、県民が誇りを持っているようなものが、先人たちのどういう営みや積み重ねによってできていったのかということ振り返れるような特別編を作っていければいいのではないかと思います。

○不破座長

大串構成員から先ほど学術的な利用についてもっと配慮が必要ではないかという御発言がありましたが、これは私も強く思います。

また、防災・減災の研究を私もしているのですが、災害の歴史を、単に大変なことが起きたということだけではなく、具体的なデータとしても残っていればいいのではないかと思います。同じようなことを大串構成員からも先ほど御発言があったかと思います。

それは特別編にも生きてくるのではないかなと思うのですが、簡単に今御発言いただけることがありましたらお願いいたします。

○大串構成員

大綱に学術的なことというのが入るということはやはり意味があって、確かにデジタル化は大切なのですが、デジタルは脆弱な部分があり、消えていくことも考えられるため、学術的な資料の保存も含めて、やはりきちんと史資料を翻刻して、多くの人が読めるようにした上でのデジタル化ではないかと思います。編さんしたものを、市民自身が検討する機会を持つという意味でも、デジタル化しえる部分のみを公開していく、ということではなくてやはりきちんと史資料調査の保存・公開・活用、編さん物の刊行といったことはおろそかにしてはならないのではないかと思います。ですがまた逆に、デジタルを活用してこそ明らかになるテーマ（例えば写真や映像、地図、音源など）もあると思うので、ちゃんとバランスを取らないといけないのではないかと感じていました。

郷土愛についても、長野県に暮らす人びとの地域への様々な想いを郷土愛と表現しているのかということも当然議論になると思います。例えば「郷土」という表現ではなくて「私たちの暮らしの場である県の歴史」と表現するとか、「（県の歴史を）多様な視点で学び」といった表現や「県民の」といった表現では硬くなるかなとも思ったりしますが、いずれにしても大綱レベルでも表現は今後工夫が必要になるかと思います。ましてデジタル化も含めての新しい県史ですから、そのことがうまく大綱レベルでも表現できれば、編さんの

大きな指針になるかと思えます。

負の歴史については、言うのは簡単ですが、先ほども申し上げたとおり、得てしてそういう部分はプライバシーの問題などで地域の史資料では非公開になっていることが多く、また、当人たちからの聞き取り—特に満洲からの引き揚げ経験や戦場の経験の聞き取りはとてみたいへんなことです。ですから、なおさら編さん事業は個人の尊厳に対する十分な配慮をはらいながらも、学術的な調査・研究を前提にし、負の歴史であればそれを後世に伝えるために、この地域に暮らす人びとの基礎的な財産になるよう編さん事業を行う。語弊があるかもしれませんが「覚悟」が要ることなのです。こうした点は外さないほうがよいと思っています。

また、例えば負の歴史は書くべきではないという意見が出てきたときに、そのことについては我々はあくまでも学術的な問題として調査・研究・叙述をしています、ということで編さん事業全体を守ることができるのだらうと思っています。

○不破座長

今の最後の御発言は非常に重要で、そういうことが大綱に書いてあるということは大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続けて今後の進め方について簡単に御説明いただければと思います。

○事務局（柳沢主任）

資料3を御覧ください。こちらは前回も同じような資料をお示ししましたが、そのときにいただきました御意見などを反映させつつ、今後、このように進めていきたいという内容を書いております。

第3回目の懇談会は令和6年3月頃を予定しています。そのときには、1回目と2回目で皆さんからいただいた御意見を大綱に反映させつつ、こちらのほうで素案をつくりましてお示ししたいと考えています。

このとき、資料の米印部分ですが、3回目の懇談会でいきなり素案を皆さんにお示しするのではなくて、事前に皆さんに素案を提示して、御意見などをいただきたいと思っています。その後、3回目の懇談会で、改めて皆さんから大綱の文章や書き方、表現、キーワードなどについて御意見をいただければと思っています。

括弧でコミュニケーションツールを活用と書かせていただいておりますが、今、不破座長とどういう形でできるのか検討させていただいております。県側でも内部的な手続や制約等があるため、まだ具体的にお示しできないのですが、改めて不破座長と検討させていただきながら、皆さんに方法について何かしらお示しできればと考えております。

4回目は6月開催して、3回目にいただいた意見をブラッシュアップした大綱の原案をお示しし、7月頃にパブコメを行い、最後に8月頃にパブコメなどの意見を反映させた最終案をお示しして、策定していければと考えております。

○不破座長

決してコミュニケーションツールを使うことが目的ではなく、それを活用して十分皆様の意見をいただきながら素案をまとめていくことに努めてまいりますので、どうかよろし

くお願いいたします。

(3) その他

○不破座長

続きまして、「その他」について事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（柳沢）

特にありません。

○不破座長

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。皆様の貴重な御意見どうもありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。

4 閉会

○事務局（岡田文化財・生涯学習課長）

本日たくさんの御意見をいただきました。特に私のほうで印象に残っておりますのは、県史を刊行して終わりではなく、継続、更新をどのようにしていくのか、また、それは人材育成という視点にもなってくるという御意見です。もう一つは負の歴史に目を閉ざすべきではないが、それにはやはり覚悟が必要であるという御意見です。

他にも、県民参加という視点という中で、県民が主体的に県史に関わる仕掛けは面白いのではないかという御提案もいただいて、いろいろと感じたところであります。

いただいた御意見を参考に素案を作成したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○事務局（三木係長）

それでは本日の懇談会は以上で終了です。

次回につきましては、来年3月に予定しておりますが、事務局から改めて皆様の日程を調整させていただきます。

皆様には長時間にわたり熱心に御議論いただき誠にありがとうございました。お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

（了）